

財形期日指定定期預金規定

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫の申込書（入金票）の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

1. (預入の方法等)

- (1) 財産形成期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)の預入れは1口100円以上とし、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金については、通帳の発行にかえ、取引の証として財産形成期日指定定期預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)を発行するとともに、預入れの残高を年1回以上通知します。

2. (預金の種類・期間・継続の方法等)

- (1) この預金は預入れのつど、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金としてお預りします。
- (2) この預金(後記3.による一部解約後の残りの預金を含みます)は、最長預入期限にその元金および新たな預入額を含みその合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 前記(2)の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元金をまとめて一口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) 継続された預金についても前記(2)と同様とします。
- (5) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申し出てください。

3. (預金の支払時期等)

この預金は、継続停止の申し出があった場合に次に定める満期日以後に支払います。

- ①満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定めるときには、1万円以上の金額で指定してください。
- ②満期日は、前記①に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- ③前記①または②による満期日の指定がない場合は最長預

入期限を満期日とします。

- ④前記①または②により、定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同号による満期日の指定がなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

- ①預入金額ごとにその預入日(継続をした時はその継続日)から満期日の前日までの日数および預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A. 1年以上2年未満の場合

… 当金庫店頭表示の「2年未満」の利率

B. 2年以上

… 当金庫店頭表示の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)

- ②前記①の利率は、毎週火曜日(その週の月曜日が休業日の場合には翌々営業日)にそれぞれ変更します。この場合、新利率は変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

- (2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合は前記(1)の利息(継続を停止した場合の利息を含みます)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

- (4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。

A. 6か月未満

… 解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満 …… 2年以上利率×40%

C. 1年以上1年6か月未満 … 2年以上利率×50%

D. 1年6か月以上2年未満 … 2年以上利率×60%

E. 2年以上2年6か月未満 … 2年以上利率×70%

F. 2年6か月以上3年未満 … 2年以上利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とします。

5. (預金の解約・書替継続)

(1) この預金を解約または書替継続するときは、払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともに当店へ提出してください。

(2) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円単位の金額で払戻請求することができます。

この場合、一口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。

①解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。

②同一口座に複数の預金がある場合は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日までの日数が多いものからとします。

③預入日(継続したときは最後の継続日)からの日数が同じ預金が複数ある場合は、金額の大きいものから解約します。

(3) 前記(2)において最後に解約することとなった預金については、次により解約します。

①その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金金額

②その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円

以上の場合は、次の金額

A. その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円

B. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額

(4) 前三項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

6. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

この預金には、本規定のほか、別に定める「財産形成積立定期預金、財形期日指定定期預金、財形年金預金、財形住宅預金共通規定」が適用されるものとします。

以上

(令和2年4月1日現在)

